

東温市週休2日確保工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業の就労環境の改善を図り、中長期的な担い手を確保するため、東温市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事の建設現場において実施する週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日確保工事」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日確保工事 週単位（完全週休2日（土日））、月単位又は通期で現場閉所による週休2日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 週休2日

ア 週単位（完全週休2日（土日）） 対象期間において、全ての週で現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 月単位 対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間 工事着手日（工事看板設置、起工測量等の現場作業開始日をいう。）から工事完了日（後片付け、工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日をいう。）までの期間をいう。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）の6日間、夏季休暇（土曜日及び日曜日を除く。）の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等、対象として取り扱うことが適当でない期間を除く。

(4) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（週休2日の達成判断）

第3条 週休2日確保工事の達成判断は、次のとおりとし、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(1) 週単位（完全週休2日（土日）） 対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。（1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とし、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。）ただし、この要領においては、悪天候等による現場閉所日の振替など受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、受注者において事前に土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

(2) 月単位 対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に限り、28.5%以上を達成しているものとみなす。

(3) 通期 対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

（対象工事）

第4条 週休2日確保工事は、東温市が発注する予定価格2,000万円を超える土木工事を対象とする。ただし、週休2日に取り組むことが適切でないと認められる工事を除く。

2 発注者は、前項の規定により週休2日確保工事の対象とした工事について、全て発注時に通期の週休2日確保に取り組むことを指定し、設計図書に週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）（別紙1）を添付し、対象工事であることを明示するものとする。

3 受注後、受注者は発注者と協議の上、次の取組に変更することができ
る。この場合において、担い手確保の目的に鑑み、可能な限り週単位（完
全週休2日（土日））の週休2日確保工事に取り組むものとする。

(1) 週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事

(2) 月単位の週休2日確保工事

（現場閉所日の確保）

第5条 週休2日確保工事の受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び
日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日
の振替を行うことができる。週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確
保工事において、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は、同一の週で
指定して、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとし、週7回の夜間工
事において、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間及び日曜日から月曜日へ跨ぐ夜
間に現場閉所を行っている場合は、完全週休2日（土日）を達成している
ものとみなす。

3 現場閉所日には、元請及び下請を含め、現場での作業は一切行わないこ
ととする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、現場閉所日
における作業として扱わない。

(1) 異常気象時等、緊急時の対応であるもの

(2) 現場見学会等、現場を公開するもの

(3) 発注者の指示によるもの

4 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指
示しないものとする。

（実施方法）

第6条 発注者と受注者との間において締結した工事請負契約書（以下「契
約書」という。）に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休2日確
保を反映したものとする。

2 受注者は、第4条第3項により取組を変更する場合は、工事着手日までに

工事打合簿により発注者と協議しなければならない。変更した場合は、契約書に基づき受注者が提出する工程表は、週単位（完全週休2日（土日））又は月単位の週休2日確保を反映したものとする。

- 3 発注者及び受注者は、前項の協議において、第3条第1号ただし書に該当しないことを相互に確認するものとする。
- 4 受注者は、工事途中に工事打合簿に理由を記載し通知することにより、週休2日の取組を次のとおり変更することができる。
 - (1) 週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事は、月単位又は通期の週休2日確保工事に変更することができる。
 - (2) 月単位の週休2日確保工事は、通期の週休2日確保工事に変更することができる。
- 5 受注者は、工事途中に週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、工事打合せ簿等に理由を記載し、発注者の承諾を得なければならない。
- 6 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知するものとする。
- 7 受注者は、前条第2項により現場閉所日の振替を行う場合は、工事打合せ簿等によりその理由と振替を行う日を監督員に通知しなければならない。
- 8 発注者は、工事請負変更契約に当たっては、あらかじめ現場閉所率を確認するものとする。この場合において、受注者は、工事日報等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

（工事成績評定）

第7条 通期の週休2日確保を達成した工事については、工事成績評定の「工程管理」で加点評価を、週単位（完全週休2日（土日））又は月単位の週休2日確保を達成した工事については、追加で加点評価を行う。明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。

(留意事項)

第8条 週休2日確保工事の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 工事を一時中止した場合は、週休2日相当が確保できるよう工期を延長する。
- (2) 施工箇所点在における対象工事の場合、工事全体として判断する。
- (3) 現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入する。

(アンケート調査等)

第9条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート調査等を実施する場合、受注者はこれに協力しなければならない。工事完成後であっても、同様とする。

(入札公告等)

第10条 週休2日確保工事の試行に当たっては、入札公告等において対象工事である旨を明示するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年1月6日から施行する。

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

別紙1（第4条関係）

週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）

（対象）

第1条 本工事は、東温市週休2日確保工事試行要領に基づく週休2日確保工事の試行対象工事である。

（対象工事）

第2条 受注後、受注者は東温市（以下「発注者」という。）と協議の上、次の取組に変更することができる。この場合において、担い手確保の目的に鑑み、可能な限り週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事に取り組むものとする。

(1) 週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事

(2) 月単位の週休2日確保工事

（現場閉所日の確保）

第3条 受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振替を行うことができる。週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事において、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は、同一の週で指定して、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとし、週7回の夜間工事において、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

3 受注者は、現場閉所日には、元請、下請を含め、現場での作業を一切行っていない。ただし、以下のものを除く。

(1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの

(2) 現場見学会等、現場を公開するもの

(3) 発注者の指示によるもの

(実施方法)

第4条 発注者と受注者との間において締結した工事請負契約書（以下「契約書」という。）に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休2日確保を反映したものにしなければならない。

2 受注者は、第2条により取組を変更する場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。変更した場合は、契約書に基づき受注者が提出する工程表は、週単位（完全週休2日（土日））又は月単位の週休2日確保を反映したものとする。

3 受注者は、工事途中に工事打合簿に理由を記載し通知することで、週休2日の取組を次のとおり変更することができる。

(1) 週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事は、月単位又は通期の週休2日確保工事に変更することができる。

(2) 月単位の週休2日確保工事は、通期の週休2日確保工事に変更することができる。

4 受注者は、工事途中に週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

5 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知するものとする。

6 受注者は、第3条第2項により、現場閉所日の振替をする場合は、工事打合簿等によりその理由と振替を行う日を監督員に通知しなければならない。

7 発注者は、工事変更請負契約に当たっては、あらかじめ現場閉所率又は休日率を確認するものとする。この場合において、受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

(アンケート調査等)

第5条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。工事完成後であっても、同様とする。

(その他)

第6条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(参考 工事看板の例)

